

使っていないその空家、 地域のために、利活用 してみませんか？

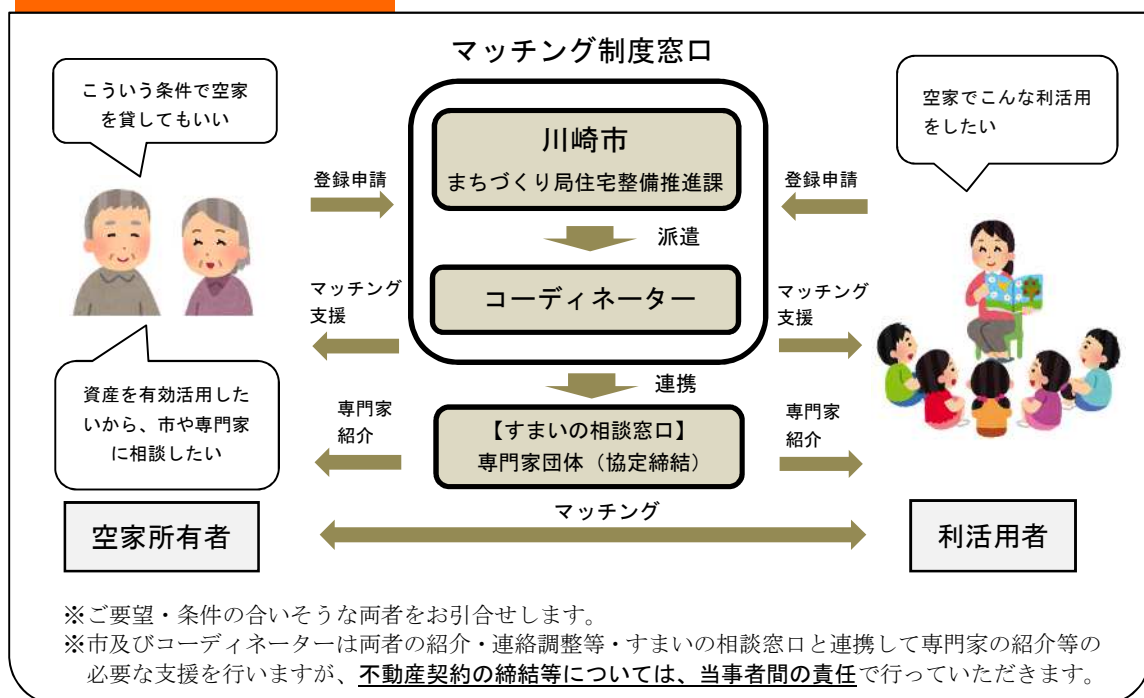
川崎市では地域のまちづくりに資する空家の利活用を希望する利活用希望者と空家所有者をつなぐマッチング制度を試行的に実施しています。

こんなお悩みありませんか？

- ・実家が空家になっているけれど、近くに住んでいないから家や庭の管理が大変で困っている。
- ・所有している空家に、いずれは子ども家族が住んだり、売ったりしたいけれど、今は使い道がないからどうしてよいかわからない。
- ・空家をしていると防犯や火災、動物の棲みつきなどが心配。
- ・不動産契約は不慣れだから、誰かに相談したいし、手伝ってほしい。



マッチング制度の仕組み



空家を地域のために利活用するとどのようなメリットがありますか？

- ・空気の入れ替えが行われない家屋は、湿気等により劣化のスピードも速まります。空家を利活用することで定期的な換気が行われ、家屋の傷むスピードを遅らせることができるほか、利活用者によって庭の維持管理などもされやすくなります。
- ・はじめに終了方法についても協議、設定しておくことで、売却等が必要になった際にも、スムーズに利活用を終了することができます。
- ・利活用目的（町内会館など）によっては、固定資産税の減免など、税制上の優遇が受けられる場合があります。

どのような利活用希望がありますか？

- ・子どもの学習支援や、放課後の居場所、地域交流の場所などを作りたい。
- ・手作りおもちゃのワークショップに、親子で参加できるような場を作りたい。
- ・住宅困窮者の見守り付き住宅としたい。
- ・障害者のためのグループホームとしたい。

その他、女性のための居場所、学童保育、保育所、NPO 法人の移転先、栄養サポートの場、コミュニティカフェ、こども食堂など多数のお問合せをいただいております。

※本制度のご案内は市 HP でもご覧いただけます。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000137664.html>

※空き家の見守りと活用事例 BOOK（パンフレット）リンク

http://cms2.city.kawasaki.jp/kanri/seisaku/cmsfiles/contents/0000137/137664/katuyou_jirei_book



【注意事項】

- ・提供する空家には、建築基準法等の法令に違反していないなど、一定の条件があります。
- ・空家を住宅以外の用途に転用すると土地の固定資産税及び都市計画税が高くなる場合があります。詳しくは、所管税務署へお問い合わせください。
- ・市は、空家所有者と利活用希望者の紹介や連絡先調整等のコーディネート、専門家への相談等の必要なサポートの提供を行います。交渉や契約等については当事者間で、行っていただきます。
- ・暴力団関係者等は本制度を利用することができません。

お問い合わせ



川崎市まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課
活用再生・空家対策担当

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎 18階

TEL : 044-200-2253

FAX : 044-200-3970

Mail : 50zyusei@city.kawasaki.jp